

令和4年9月30日

島田市規則第62号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

島田市長 染谷絹代

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年島田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5項」の次に「から第7項まで（法第8条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2号中「建築」の次に「又は維持保全」を加え、「確認を含む。以下同じ」を「確認を含む」に改め、同条第3号中「建築」の次に「又は維持保全」を加え、同条に次の1号を加える。

(6) 法第6条第1項第4号に掲げる基準に適合することについて市その他の関係機関が認めた場合にあっては、その旨を証する書面の写し

第2条に次の1項を加える。

2 品確法第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて法第5条第1項から第7項まで（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請をする場合における省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、前項の規定にかかわらず、同項第1号、第5号及び第6号に掲げるものとする。

第3条第1号中「前条第2号」を「前条第1項第2号」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）」を加え、「表」を「表1、表2又は表3」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第2号中「前条第3号」を「前条第1項第3号」に改め、「表」を「表1、表2又は表3」に、「すべて」を「全て」に改める。

様式第4号中「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書」を「認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書」に、「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるので」を「認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるので」に、「長期優良住宅建築等計画の」を「長

期優良住宅建築等計画等の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の様式第4号による認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書は、改正後の様式第4号による認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際この規則による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。